

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号

平成 27 年（ワ）第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第 2 陣・相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2021 年 2 月 15 日

福島地方裁判所いわき支部 御中

準 備 書 面 (544)  
—2 陣・山木屋訴訟判決の誤り—

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 野 寺 利 孝 代印

弁護士 鈴 木 勇 博 代印

弁護士 広 田 次 男 代印

弁護士 米 倉 勉 代印

弁護士 鳥 飼 康 二 代印

弁護士 佐 藤 美 由 紀 外 代印

貴裁判所は、本件と分離して終結した「2陣・山木屋訴訟」について、本年2月9日、判決を言い渡した（以下「山木屋判決」という。）。

原告は前回の弁論において、昨年10月に言い渡された南相馬訴訟判決の重大な誤りを指摘したところであるが、貴合議体は南相馬判決と全く同じ内容の判決を繰り返した。

その内容については、今後さらに検討の上で次回期日における更新弁論として主張する予定であるが、本書面においては特に、本件における2つの慰謝料の算定に関わる重大な誤りについて、その要点を下記のとおり重ねて指摘する。

#### 記

##### 第1 避難慰謝料の支払いによる故郷剥奪慰謝料の填補という誤謬

###### 1 山木屋判決の判示

山木屋判決は、南相馬判決と同様に、月額10万円の避難慰謝料の支払い（合計850万円）によって、「本件地域生活利益ないし人格的利益の侵害による精神的損害の一部が填補されていると認められる。」と判示した（486頁）。

すなわち、「避難指示後の期間を含む7年1か月（85か月）」の、「総額850万円の避難慰謝料」の支払いには、「従前の平穏な日常生活とその基盤が奪われたことに対する精神的苦痛を慰謝する趣旨の支払いが含まれて」いるという判示であり（486頁）、その理由として「避難慰謝料と故郷変容慰謝料は」、「平穏生活利益と地域社会生活利益という別の人格的利益とは観念できるものの、本件事故前に原告らが生活の本拠地において営んできたことにより得られ、又は得ることができた人格的利益という面では共通し、これを根こそぎ奪われたという侵害態様等も考慮して、その侵害に基づく損害が発生するものであるから、ある程度重なり合う部分が存在するとみるべきである」と述べる（487頁）。

しかし、以下のとおり、この判示は避難慰謝料の内容に関する誤った整理によるものである。

## 2 避難慰謝料の実体

### (1) 日常生活阻害の内容

山木屋判決は南相馬判決と同様に、避難慰謝料の内容について、「従前の住居地以外での生活を余儀なくされ」あるいは「従前の住居地での正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり阻害され」たことにより、居住・移転の自由（憲法22条1項）や幸福追求権（憲法13条）によつて保障される「自らが選択した住居地において平穏な社会生活を営む」という法的利益（平穏生活利益）を侵害されたもの」とあると認定している（432頁）。

しかしこの判示は、繰り返すが、本件原告らが主張している避難慰謝料の内容とは、その意味内容を異にしている。

本件で原告らが主張している避難慰謝料の内容は、文字通り「避難生活による精神的損害」であるが、その実体は避難先の生活における「日常生活阻害」である。より具体的には、避難生活における不安、不自由、不便などによるストレスと心身の苦痛であり、慣れない土地における劣悪な住環境の中で、本来の役割を奪われたままで、無為な毎日を送らざるを得ないという、避難先における新たな精神的苦痛の付加である。

このような避難先での日常生活阻害について原告が避難慰謝料として特定し、主張している損害事実は、元の地域での生活の喪失ではなく、避難生活（避難先）における新たな損害（日常生活阻害による精神的苦痛）なのである。

後述するとおり、原告は、故郷剥奪損害と避難慰謝料を明確に区別して損害を整理・把握するために、それぞれの損害内容を特定し、区別して主張している。そのような主張の内容を、裁判所が独自に異なる内容に変更して、その一部を「重複する」として棄却することは、弁論主義にも違反する事実認定であり許されない。

## (2) 被侵害利益の改変

上記に連動する誤りとして、山木屋判決は（これも南相馬判決と同じように）、避難慰謝料の基礎となる被侵害利益として、「平穏生活利益」という概念を独自に勘案し、判示している。しかし、これは原告が主張している被侵害利益の捉え方とは異なっている。

原告は本件訴訟において、1陣訴訟との分離以前から終始、「包括的生活利益としての平穏生活権」を掲げて、これを本件における避難の強制による損害の基礎となる被侵害利益として主張してきた。それは、切実な必要性に基づく主張である。すなわち、過去に類例のない、広範かつ複雑な内容を含む本件の被害においては、従前の不法行為法理論において一般に考察されていた「平穏生活権」概念では評価し尽くせない法益侵害が認められる。そこで、これを適切に評価・救済するための法理として、あらたな検討・研究の成果として淡路剛久教授によって提唱された見解が、この「包括的平穏生活権」の概念である。本件訴訟だけではなく、おそらく全国で多数展開されている大半の同種訴訟において、共通して主張・採用されている権利・利益論である。

その内容は、単純に個別の権利・法益に還元できない多様な権利侵害の事態を、複合的・包括的に捉えて整理された権利・法益であり、まさに「包括的損害把握」の前提として、複合的な権利侵害の内容を顕出すために適切な概念である。

避難慰謝料の分析・検討においては、元の居住地の選択という意味での「居住移転の自由」のみならず、避難を強いられた結果として生じた、避難先における生存権、幸福追求権、精神的な人格権、財産権、職業選択の自由、教育を受ける権利ほかの多様な権利利益が、包括的に侵害されている。それらは、元の居住地における権利利益の喪失である「故郷剥奪」とは別の、望まない生活を強制されたことによる新たな苦痛と損害の付加・強制（その性質は「支出」である）の基礎となる権利

侵害であり、原告は、そのような包括的な権利・法益として主張している。

これを、裁判所が独自の判断で「平穏生活利益」という狭小な法益に限定する事実認定を行い、さらにはその侵害による損害を故郷剥奪（喪失）損害と重複するものと断ずるのは、本来重ならないものとして整理・主張されている内容を変更した上で、重複するから減額するというのは看過しがたい。

### （3）故郷剥奪慰謝料との差異

上記のとおり山木屋判決は、本件において原告が求めている避難慰謝料における損害として、ことさら「従前の住居地での」日常生活の阻害を掲げるが、本件原告らは、それらを故郷剥奪損害の要素として位置づけているのである。

故郷剥奪損害は、従前の生活・元の住居地において営んでいた地域生活がもたらす、様々な利益の包括的な喪失という損害事実である。すなわち、原告らが本件事故までに享受していた、既存の権利利益の「喪失」（Loss）であって、新たな不利益（苦痛）の発生＝「支出」（Expense）ではない。原告は、このように、避難慰謝料と故郷剥奪損害という2つの損害の区別を、重複することがないように整理し、主張してきたものであって、これを裁判所が独自の理解によって変更し、曖昧にしてしまうのは誤りである。

### 3 故郷剥奪損害を填補しないこと

以上のとおり、原告らが主張している避難慰謝料の内容（損害事実）は、避難先において生じた新たな苦痛であって、「本件事故前に原告らが生活の本拠地において営んできたことにより得られ、又は得ることができた人格的利益」の侵害ではない。

同様に、避難慰謝料の支払いに、「その期間中従前の平穏な日常生活とその基盤が奪われたことに対する精神的苦痛を慰謝する趣旨の支払いが含ま

れて」いるという関連性は存在しない。

他方で、両者は重なり合うものではないから、避難慰謝料の支払いは、故郷剥奪慰謝料の内容を填補するものではない。

## 第2 帰還困難区域との比較

### 1 山木屋判決の判示

南相馬判決は、中間指針第四次追補が、帰還困難区域からの避難者について、「帰還不能損害」として600万円の支払いを示したことを理由に、避難指示解除準備区域の居住者に対する賠償額は、「上記金額から相当程度減額される」と判示した。

### 2 帰還不能損害の不合理な算定

既に繰り返し述べてきたとおり、第四次追補による「帰還不能損害」の算定は、「故郷剥奪（喪失）」損害の賠償について議論がされながら、結局、避難慰謝料の将来分を一括払いした内容になっている。

居住制限区域と避難指示解除準備区域については、2017年（平成29年）4月前後に一括して解除され、その後の「相当期間」分を加算した85ヶ月分の支払いがなされている。これに対して帰還困難区域は、その後3年半が経過した現在も避難指示は解除されておらず、5年経過後も同様であろうと想定される。すると、まさに5年分の避難慰謝料が一括して支払われただけであり、その後、避難慰謝料としても追加の支払いが必要になるべきものである。もし、この支払いをもって「帰還不能損害」（本件で言う故郷剥奪損害）であると言うのであれば、5年分の避難慰謝料の不払いが放置されることになる。

このような実情からすれば、帰還困難区域について600万円の追加支払いがなされているのは、避難指示解除の時期の違いによる、避難慰謝料の追加という当然の差異であって、故郷剥奪損害の算定評価において減額をする理由にはならない。

### 3 居住制限区域と避難指示解除準備区域の実情

次に実体上も、既に避難指示が解除された両地域についても、元の地域の再生は進まず、「故郷の剥奪」が確定的に生じているのであり、そのことは繰り返し主張・立証してきたところである。

地域の機能が回復せず、そのために地域での生活と生業が成り立たない故郷には、帰還したくとも容易に帰還することが出来ない。そのことが帰還の進展を阻害し、ますます地域の回復は進まない。

殊に、山木屋地区における地域の棄損は、その自然条件や濃厚な地域コミュニティの実態を反映して、一層深刻かつ確定的な損害を示している。この事実は、山木屋判決自身が詳細に判示しているところである。これらの判示は、原告の主張・立証の産物であるが、現にこうした深刻かつ不可逆的な損害が顕著に存在するからこそ、裁判所はこれを適切に認定したのである。そうだとすると、山木屋地区原告における故郷剥奪は、帰還困難区域の住民の実情に、限りなく近づくものである。これを、政府による便宜的・形式的な区域割に依拠して、損害の算定評価を一律に低額認定しようとする論旨は、まことに不当・不合理なものである。

現実の原告らが置かれた状況は、帰還しても、避難先に居住を続けても、故郷剥奪という被害状況が共通して継続している。このような状況の下で、帰還困難区域の居住者に対する賠償額との間に差異を設けなければならないという判示は、幾重にも誤ったものである。

## 第3 財産的損害の賠償と故郷剥奪損害

### 1 山木屋判決の判示

判決は被告の主張を受け入れて、南相馬判決と同様に、被告による財産的損害の賠償は、「地域生活利益ないし人格的利益の侵害による精神的苦痛を慰謝する性質」を有するものと判示した。

すなわち、被告は原告らに対して、避難費用、一時立入費用、帰宅費

用、就労不能損害、営業損害、財物損害（土地、建物、家財等）、住居確保損害等の支払いをしてきたところであるが、「これらの財産的損害に対する賠償は、本件事故により生活の本拠となる住居や職業活動等を営む生活基盤が失われたことによる損害を、経済的測面から一定程度回復するものと評価できる」という。そして、「新たな居住地での地域生活の構築」や、元の地域における「地域生活の再建の一助になる」から、地域生活利益ないし人格的利益の侵害による精神的苦痛を慰謝する性質を有している（以上489頁）という論旨である。

## 2 故郷剥奪損害の理解における根本的な誤り

しかし、かかる判示は、本件における故郷剥奪損害の意味するところについて、根本的に異なる理解をしていることを示している。

上記の判示に鑑み、原告が主張・請求してきた故郷剥奪慰謝料の内容について、再論しておく。

原告らは、それぞれが居住する地域において日常生活を送り、生業を営んでいた「故郷」（地域社会）における、家庭（自宅）での生活、職業生活、地域生活等の一切を破壊され、あるいは自然との関わり、そして精神的拠り所としての故郷を奪われた。

そのような「故郷」とは、地域における「生活と生産の諸条件」が一体となったものであり、住居、農地、自然環境、経済、文化（社会・政治）等の諸要素を内容とする。そして、このような地域社会は、そこで生活する住民にとって、様々な機能を包含する地域生活利益を享受する場でもある。すなわち①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・維持機能等の地域社会の有する諸機能は、地域の生活にとってかけがえのないものであり、その剥奪は、全ての住民にとって精神的な打撃であるとともに、重大な財産的損害を意味している。

このような意味で、包括的平穏生活権は精神的・財産的な内容を併せた

内容の複合的な権利利益であり、財産的損害と精神的損害の両方を包含している。

そうすると、このような内容である故郷剥奪損害は、判決が判示した「生活基盤」（基本的に住宅と生産基盤たる不動産を意味するものと想定する。）の侵害という単純なものではない。したがってまた、住宅等が賠償されれば「包括的平穏生活権」の侵害が回復し、精神的損害が填補されるという単純なものではないのである。

第一に、上記のとおり、地域での生活とは、各原告の自宅や職場での断片的な活動に留まらず、職業生活や地域社会生活等の全般を意味し、地域における生活と生産活動の全てに及ぶ。

第二に、さらに重要なことは、原告らの地域での生活は、山木や判決が想定しているような、何処かで「住宅を取得すれば被害が回復する」という単純なものではなく、特定の場所で形成され、固有の地域社会において長い年月を重ねて構築されてきた、具体的な生活である。何処かの避難先で住宅を取得したら回復するという、抽象的・観念的な「生活基盤」ではないのである。

従って、例えば住宅という財物の賠償が、財産上の損害の填補という意味を超えて、地域生活利益の喪失を填補することにはならない。

### 3 財産的損害の賠償が填補する射程

#### (1) 様々な賠償の根拠

山木屋判決は、被告が中間指針等を踏まえて、多岐にわたる財産的損害を賠償してきたことを列挙し、強調している。しかし、それは被告が惹起した不法行為による損害が全生活的なものであり、居住用不動産や農地等の広大な事業用不動産の全損をもたらし、そこでの生産活動の侵害など莫大な損害を与え、さらには避難行動に伴う様々な支出を強いたことによる結果であって、改めて強調するような事実ではない。また、それぞれの財産的損害の賠償は、それが個別の損害に対応するもの

として、証憑資料の提出の上で、被告による審査・検討を経て、書面による合意の上で支払われている。

## (2) 財物賠償が填補するもの

判決は、「これらの財産的損害に対する賠償は、本件事故により生活の本拠となる住居や職業活動等を営む生活基盤が失われたことによる損害を、経済的測面から一定程度回復するものと評価できる」と述べている。

しかし、住居や生産基盤たる不動産が賠償されることは、その財産的価値（の喪失）が填補されるだけであり、元の地域（それらの財財物を含む）において構築されていた、地域生活利益までが填補される訳ではない。もとより、財物賠償がなされて、その水準が当該財物の再取得を可能とするものであれば、何処かの土地において、元と同等の資産を得ることができるであろう。すると、当然その利用利益を回復することになるが、それは財物という資産の当然の性質であって、元の地域社会における元の生活（地域生活利益）が回復する（故郷剥奪損害が回復する）ことを意味しないから、避難慰謝料の支払いが故郷剥奪損害を填補することはあり得ないのである。

## (3) 「生活基盤」とは

判決は、上記のとおり「生活基盤」の回復という論旨を用いて、地域生活利益の構築ないし回復が、「生活基盤」たる財物（おそらく住居や生産基盤たる不動産を意味している）の回復如何によって、実現されるものであるかのように捉えている。本件原告らは、「生活基盤」という言葉を主張の基礎に置いたことはないが、これを、当該地域における地域生活利益を構築し、支える基礎となる「基盤」という意味で用いているのだとしたら、そのような便利なものは存在しない。

原告が主張する「地域生活利益」は、個別の原告が所有していた、住居や生産基盤たる不動産（土地・建物）が権利者にもたらす利益ではな

く、自宅や生産財が所在する（すなわち居住していた）地域での、地域住民による地域生活の全体がもたらす利益であって、避難先で取得する自宅等の土地・建物の取得費用を賠償することによって填補される内容や社会関係ではないのである。

上記のとおり、「故郷」（地域生活利益を核とする包括的価値）とは、具体的な地域における時間と空間の上に構築されてきた、地域住民の生活の歴史であって、どこかに不動産を購入したら再生するような抽象的產物ではない。

#### 4 小括

以上のとおり、財産的損害を賠償すれば、故郷剥奪損害の一部が填補されるという山木屋判決の判示は、本件における故郷剥奪という事態の理解を誤り、損害評価を根本的に歪めてしまう危険を示している。

「個人の尊重」（憲法 13 条）と「個人の尊厳」（民法第 2 条）が保障される上で、財物の賠償によって人格権侵害が填補されるなどという倒錯した論旨は、決して許されてはならない。

### 第 4 支払済みの避難慰謝料の減額評価と、故郷剥奪慰謝料との相殺

#### 1 支払済みの避難慰謝料の減額評価

山木屋判決は、被告が指針等に基づいて支払済みの避難慰謝料について、例えばその支払い後に当該原告が死亡した場合について、支払いの対象となっている 8 5 か月間のうち死亡後の残期間について、過剰な支払いがなされたものと認定し、かつその「過払い分」を故郷剥奪（喪失）慰謝料から控除するという損害算定を行っている。しかし、かかる算定は不当・不合理なものである。

#### 2 「過払い」ではないこと

被告による 8 5 か月分相当の避難慰謝料の支払いは、被告と各避難者の合意に基づいて、確定的な賠償義務の履行として行われている。そこでは、

実際の避難の開始や帰還の時期、避難の期間を問題にせず、避難指示による避難の開始という事実に基づいて、確定的な損害として観念され、取り扱われている。したがって、その後計算上の 8 5か月の経過前に当該避難者が死亡することがあっても、それによって過払いが生じるという余地はなく、履行済みの債務であるにすぎない。

これを過払として扱うことは、被告自身の実際の対応としても行われていない。すなわち、上記のような死亡事例は多数生じているところであるが、被告がその遺族に対して不当利得等を理由に返還請求をしたという事実は生じていない。被告自身が、これを確定した債務の履行であると理解していることの表れである。

### 3 故郷剥奪慰謝料との「相殺」の不合理性

このような判示は同時に、この「過払い」とされる金額を、認定されたもう 1 つの慰謝料（損害）である故郷剥奪（喪失）慰謝料から相殺して控除するという不当な処理となっている。

上記のとおり、被告自身が、これを「過払い」として返還を求める（あるいは、他の本懐費目から控除する）という扱いをしていないのに、指針が計上していない故郷喪失慰謝料の賠償を求める訴訟を提起し、これが認容された被害者（原告）のみが、これを減額されるという事態は、不合理なものというほかない。

そもそも、複数の損害が発生し、それぞれについて、個別の請求・認定・合意に基づいて賠償が重ねられている本件賠償実務において、合意・弁済済みの損害費目的一部分について、これを「過払いがあった」として他の損害費目の履行に充当することは、当事者間の合意に反するものであり、さらには裁判所が双方当事者の意思に反して、かかる取り扱いを行うことは、二重に不當・違法な判断である。

以上に加えて、責任論における山木屋判決の問題点について、一言だけ指摘したい。

同判決においては、東電の悪質性に関する判断を通じて、あたかも被告には本件事故について、法的な責任が認められないかのような判示がなされている。しかし、同判決においては、原発を運営する事業者に求められる高度な安全性の確保という重要な事実を前提にしていないなど、基本的な考え方にも重大な欠点がある。

責任論に関わる論点は広範なものとなるので、詳細は更新弁論に譲るしかないが、この判決には、予見義務の内容を明確にせず、その用い方にも誤りが見られるなど、控訴審において是正されるべき多くの問題点が散見される。

このような、被告の責任を免罪するがごとき司法判断は、今後の原子力事業者の安全対策を弛緩させかねない有害なものであり、後世において、司法は福島第一原発事故から何も学ばなかったのかという厳しい批判を受けることにもなる、恥すべき判決である。

本件の2陣相双地域事件の弁護団・原告団は、これらの山木屋判決の問題点を、本件において必ずや是正し、克服すべく全力を尽くすことを宣言する。

以上